

法人の利子等にかかる利子割（地方税5%）の廃止についてのお知らせ

平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以降に支払われる法人（権  
利能力なき社団・財団および任意団体を含みます。）の利子等について、利子割  
（預金利息等から徴収される地方税5%）の課税が廃止されます。

法人のお客様については、平成28年1月1日以降にお支払いする利子等か  
ら地方税5%の徴収を行いませんのでお知らせいたします。

記

1. 対象となる主な商品

- (1) 預金（外貨預金を含みます。）
- (2) 公共債

2. 利子税変更内容

	平成27年12月31日まで	平成28年1月1日以降
国税	15.315%	15.315%
地方税	5%	廃止

以上